

多摩市障がい者基本計画（素案）等に関するパブリックコメントでいただいたご意見に対する市の考え方について

実施期間：平成29年12月8日（金曜）～平成30年1月4日（木曜）

意見数：提出者4名（直接持参1名、意見投函箱1名、電子申請2名）、意見数20件

No.	ご意見	市の考え方
1	「多摩市障がい者基本計画（素案）」33ページ（2）活動の場の充実の記載について。 『就学前の「障がい児」について、保育所等において研修などにより職員の「要支援児」に対する理解を深め、「要支援児」の受け入れを行っています。』とある。 「障がい児」と「要支援児」という意味合いの違う二つの言葉がいきなり並んでいてわかりにくい。「要支援児」について用語説明をするか、「障がい児」に統一をするべき。	手帳を所持していなくても、支援や配慮を要する児童を「要支援児」と表現しています。発達障害等の傾向がある子どももいるため、「障がい児」に統一はせず、「要支援児」に用語説明を加えます。
2	「多摩市障がい者基本計画（素案）」について。39ページに（1）差別解消及び障害理解、啓発の取り組みの推進の部分で、『障害者差別解消支援地域協議会の「設置検討も含め環境整備に取り組みます。』』とある。 障害者差別解消支援地域協議会の設置は努力義務であるが、差別解消の理念を具現化するには、きわめて重要な役割を持つと感じている。ぜひ前向きに検討していただきたい。 ついては括弧部分の記載では、市の差別解消に対する姿勢としては極めて消極的という印象を受ける。シンプルに「設置に取り組みます。」もしくは「設置に向けた環境整備」と一歩進んだ記載をお願いしたい。	日常生活において障害を理由とする差別があった場合には、障害福祉課へ連絡してもらおう、たま広報等でお知らせをしています。現時点では、市役所に連絡いただいた事例を関係する事業者にお伝えし、差別解消に向けた対応や配慮をお願いしているため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し検討すべき事例が生じるまでには至っていないと考えています。また、協議会を設置しても具体的な相談事例が乏しいという状況が全国的な課題として内閣府の調査結果でも示されていることから、地域自立支援協議会にその役割をもたせ、対応を進めるという手法もあると考えます。協議会の設置にこだわらず、障害を理由とする差別が生じた場合に、市に連絡が入りやすいよう周知を進めるなどの対応が重要であると考えます。
3	（基本計画） ※P1～P3 第2節 計画策定の背景 導入部分としてわかりやすく助かります。	ご意見ありがとうございます。
4	（基本計画） ※P23 多摩市版地域包括ケアシステムのイメージ図サークルの中で行政の立ち位置が不明です。 「地域共生社会」として「我が事、丸ごと」というキャッチフレーズを最近、よく耳にします。 「職員が部署横断的に業務にあたる」という健幸まちづくりの基本指針を期待していますし、行政として地域に「丸ごと、丸投げ」をしないよう切に望みます。	健幸まちづくりは、第五次多摩市総合計画第2期基本計画の3つの取り組みの方向性のうちの一つであり、行政が一丸となって進めているものです。健幸まちづくりの実現を支える多摩市版地域包括ケアシステムについても、行政が主体となって取り組んでいきます。全部署が横断的に業務にあたり、必要な支援が受けられるよう、関係機関が有機的に結びつき、対象者の生活の場面を想定しながら支援を切れ目なく一体的に実施するための環境づくりを目指します。

<p>5 (基本計画)</p> <p>※P7 知的障がい者の手帳所持者は1018人となっています。</p> <p>P9 障害支援区分認定決定数（H28年度？）の中で知的障害で区分4～6の方が241人となっています。この2つの数字を見ている中で思ったことはこのうち成年後見制度を利用している方は何人いらっしゃるのでしょうか？</p>	<p>障害者手帳を所持している方が成年後見制度を利用する際に市に報告する義務がないため、人数は把握できません。</p>
<p>6 (基本計画)</p> <p>※P29 1-(1) 相談窓口</p> <p>担当課に住居関係がないのは何故でしょう？</p> <p>多摩市版地域包括ケアシステムをかかげるのならむしろ全庁一丸ではないですか？</p>	<p>当事者の方と直接関わる可能性が高い課を担当課として掲載しており、それらの課で住宅に関する相談があれば、住宅に関係する所管課につなげるようにします。施策の方向性4（2）「住宅に関する支援の充実」（基本計画素案35ページ）には、住宅関係を所管する都市計画課を担当課として入っておりますが、本項目では一般の相談について記載しており、担当課を増やすことで各課の役割が不明確になることを避けるため、素案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>7 (基本計画)</p> <p>※P29 1-(2) 特定相談支援</p> <p>セルフプランは是非、おすすめて下さい。</p> <p>（今、何人位いらっしゃるのでしょうか？）</p> <p>前期は「ケアマネジメント」の説明項目がありました。</p> <p>今回は削除されています。</p> <p>障がい者の場合は「ケアマネジメント」を使用してはいけないのでしょうか？介護保険のケアマネジメント」はむしろ「ケア インシュランス マネジメント」になりさがっています。障害者の方がケアマネジメントの理にかなっていると思います。</p> <p>※P35の(1)に一寸出てきますが・・・。</p>	<p>平成27年度から全ての障害福祉サービス等の支給決定に際してサービス等利用計画書の作成が求められています。要望や状況によりセルフプランについては、引き続き市が助言を行います。相談支援専門員によるサービス調整と利用者に向けたサービス計画書作成が基本であることから、特定相談支援事業者の拡充を更に進めていきます。</p> <p>セルフプランは平成29年12月末時点で18歳以上の障がい者で385人（約36%）、18歳未満の障がい児で328人（約93%）です。</p> <p>現行の障がい者基本計画（平成24年度～平成29年度）の重点目標では、「ケアマネジメント」という表現は使用しておりませんでした。相談支援の項目（障がい者基本計画(平成24年度～平成29年度)11ページ）で「（前略）ケースマネジメントの充実・向上を図り、相談支援体制の充実を図っていきます」と記載しております。今回策定する障がい者基本計画（平成30年度～平成35年度）では、「ケースマネジメント」という表現は使用しておりませんが、施策の方向性1（3）「関係機関の連携、情報共有による総合的支援」（基本計画素案30ページ）及び（4）「障がい者・児支援を行う人材の育成」（基本計画素案30ページ）の項目の記述の通り、当事者の状況に応じた支援を行ってまいります。</p>
<p>8 (基本計画)</p> <p>※P30 (3) 連携と情報共有</p> <p>この項の担当課も全庁一丸ではないですか？そのために職員研修を実施したのではないですか？</p>	<p>当事者と直接関わる可能性の高い課を担当課として入れており、多摩市版地域包括ケアシステムを推進する健幸まちづくり推進室も入っているため、素案のとおりとさせていただきます。</p>

9	<p>(基本計画)</p> <p>※P31 (5) 権利擁護</p> <p>何故ここに社会福祉協議会を入れないのでしょうか？せめて(注)10 ぐらいにはのせてもいいのではないですか？</p> <p>地域包括支援センターは何ヶ所か出てきますが何故か社協をのけ者になっているように思えます。</p>	<p>基本計画素案20ページの計画の位置づけに掲載しているように、本計画は多摩市社会福祉協議会とも連携をとって進めていくものです。</p> <p>基本計画素案31ページの本文中の「福祉サービス利用援助事業」や「成年後見制度」の事業は、多摩市社会福祉協議会内の権利擁護センターの事業であるため、施策の方向性1 (5)「権利擁護の推進」(基本計画素案31ページ)の記述を、「障がいにより判断能力が十分でない人や判断能力に不安が出てきた人に対して、権利擁護センターを運営する多摩市社会福祉協議会と協力しながら、相談事業や日常的な金銭管理、福祉サービスの利用を支援する「福祉サービス利用援助事業」、また判断能力に応じて「成年後見制度」を適宜活用し、財産管理や安心な日常生活を支援します。(後略)」とします。</p>
10	<p>(基本計画)</p> <p>※P31 (6) 虐待防止</p> <p>介護保険と同様に各事業所に苦情受付担当者という職員はいないのでしょうか？</p>	<p>東京都の指定を受ける際に、苦情を解決するために講ずる措置の概要を定めることになっており、全ての指定事業所において苦情受付担当者や苦情解決責任者等が設置されています。</p>
11	<p>(基本計画)</p> <p>※P36 (3) 高齢化……</p> <p>「親亡きあと」と「介護保険」が出てくると普通は成年後見制度が登場すると思います。(両輪と言われて始まりましたので)</p> <p>何故成年後見制度は登場しないのでしょうか？</p>	<p>成年後見制度については、市で直接運営できないため、施策の方向性1 (5)「権利擁護の推進」(基本計画素案31ページ)への掲載にとどめます。成年後見等の支援が必要な方については、サービスの相談などを含め適切に周知を行います。</p>
12	<p>(基本計画)</p> <p>※P39 6-(1) 差別解消……</p> <p>こども全庁一丸ではないですか？</p> <p>差別解消のための出前講座も大切ですがこの「基本計画」と「福祉計画」の出前講座も実施してください。</p> <p>私は「地域福祉計画」の出前講座で苦い経験を持っています。「考えていません」と言われてけられたことがあります。</p> <p>是非積極的に広報してください。</p> <p>市立小・中学校云々を補足した点は良いと思います。</p>	<p>差別解消及び障害理解については、職員研修を行い全庁的に啓発を進めているところではありますが、本項目では、差別解消や障害理解に向けた啓発の取り組みを中心となって行っていく課を担当課として記載しているため、素案のとおりとさせていただきます。</p>

13	<p>(福祉計画)</p> <p>※P34 成年後見制度利用支援事業</p> <p>前期の計画・実績を含めて少ないというのが正直なところです。</p> <p>どこの部署が関わってこの数字なんですか？ 障害福祉課・福祉総務課・南部成年後見センター・権利擁護センター、全部ひっくるめてこの数字なんですか？</p> <p>この数字で「親亡きあと」を語れるんでしょうか？</p>	<p>成年後見制度利用支援事業は、障がい者の権利擁護を図ることを目的として、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するもので、多摩市障害福祉課で市長申立（市長は、知的障がい者又は精神障がい者について、その「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、法定後見開始の申し立てをすることができる）のあった実績数を掲載しています。多摩南部成年後見センターでは、平成28年度末の多摩市の利用者は18人でした。</p> <p>成年後見制度について、生活に支障が出る前から知っておくことが安心につながるため、引き続き親族等に対する啓発も推進してまいります。</p>
14	<p>(福祉計画)</p> <p>※P35 成年後見制度 法人後見支援事業</p> <p>「国の実施要綱に基づく事業の実施はありません」とありますが何故ですか？ 市民にとっては意味不明です。</p> <p>第5期の見込量についてですが「前期に引き続き同様に実施します」とあります。0の数字が並んでいるのにどうやって引きつづいていくのですか？</p>	<p>改めて確認したところ、地域生活支援事業における成年後見制度法人後見支援事業の実施要綱に沿ったものとして、平成28年度より行っている法人後見の実施に向けた研修が該当していました。福祉計画素案35ページ⑤「成年後見制度法人後見支援事業」の〈第4期計画の見込み・実績〉の記述を、「平成28年度より、市内の社会福祉法人を対象に法人後見実施のための研修を実施し、平成29年度下半期も実施予定です。また、多摩南部成年後見センター（調布市、日野市、狛江市、稲城市、多摩市の5市で設立）により、法人後見の支援等も実施しており、今後も継続していきます。」とさせていただきます。</p> <p>あわせて、〈第4期計画の見込み・実績〉の記述を、今後も引き続き研修を実施し、法人の確保に努めていく旨に修正します。</p>
15	<p>ルビなし概要版について</p> <p>P10</p> <p>目標 1</p> <p>施設入所者の地域生活への移行</p> <p>→施設・病院からの地域生活への移行</p> <p>地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方などが対象とされているため、施設・病院からの地域生活への移行としていただきたい。</p>	<p>国の考え方に基づいて目標値を設定しているため、素案のとおりとさせていただきます。</p> <p>精神科病院に入院している方の地域移行も重要と考えており、目標2の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」（福祉計画素案12ページ）にもあるとおり、関係機関との協議の場を設置し、協議を通して、入院している人の地域への移行も進めてまいりたいと考えています。</p>
16	<p>ルビなし概要版について</p> <p>P10</p> <p>目標 4</p> <p>福祉施設から一般就労への移行</p> <p>→福祉施設等から一般就労への移行</p> <p>福祉施設だけでなく、現在、医療機関で就労支援を行う「精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業」が全国38労働局で始まっています。特に精神障害者の場合は医療と一体となって行う就労支援は効果があるといわれており（※Individual Placement and Support援助付き雇用モデル）このモデルのフィデリティ尺度を活用し就労支援の質を高めるための整備することでジョブマッチングや定着率を高めることができると考えられます。</p>	<p>前項目と同じく、国に考え方に基づいて目標値を設定しているため、素案のとおりとさせていただきます。</p> <p>福祉施設等から一般就労への移行については、ご提案いただいたモデル事業等を参考にしながら、社会の変化にあった就労支援を行ってまいりたいと考えています。</p>

17	<p>特にグループホーム等生活の充実を望みます。 障がいのある方、家族の高齢化もとても深刻です。 障がい当事者の行く場が多摩には少なすぎます。 そして、ヘルパーの数もサービス量も少ないと思います。 地域で生きることができるよう、行政からの後ろだてに力を入れてほしいと心から望みます。</p>	<p>グループホームの整備や、障がい当事者・ご家族の高齢化は市でも課題として捉えています。計画的に市街地開発されたことに伴うグループホームに適した土地の確保の難しさがある中、国・東京都の補助制度や市の独自補助による支援や、ニュータウン再生による創出用地の活用等の情報提供を含め総合的な支援を行います。 障害分野での人材不足については、事業所等連絡会などを通じて対策を検討し、「手話通訳者」などの研修等を通して人材の育成を図ります。サービス量については、ご本人の状況や取り巻く環境等を考慮しながら適正なサービス量の支給に努めています。 限られた財源の中、障害福祉経費を始めとする扶助費が膨らみ続けるなど、厳しい財政状況が続く状況にあります。このことは市単独で解決できるものではないため、市は国や東京都に対し財源確保のための法制度改革や支援を継続的に要請し、一層の働きかけを行ってまいります。あわせて、市内の障害福祉サービス事業所等の協力を得ながら、安心して地域で生活を送れるまちづくりを進めてまいります。</p>
18	<p>本人の実生活にあたりんきおうへんなサービスをお願いしたい。 そのためには一方的な支援される「だけ」の人という見方を世間がすることのないように行政で働く方の意識の変化を望みます。</p>	<p>障害や難病の程度や症状は個人によって異なります。個々の状況に応じた支援を行えるよう、事業所等連絡会などを通じて、個人を取り巻く生活の環境の把握や、各福祉事業所同士との一層の連携に努めます。 また、基本計画の施策の方向性の6（1）「差別解消及び障害理解、啓発の取り組みの推進」（基本計画素案39ページ）にお示したような取り組みを推進する中で、働く方の意識の変化を進められるよう、障がい者理解の促進を図ります。</p>
19	<p>一時的な交流だけで子どもたちに同じような感覚をもたせることのないように、お互いさま、の心を公教育で育てていただきたい。</p>	<p>教育委員会と連携をしながら、小・中学校における障がい者理解に向けた取り組みの実施を通して、誰もが暮らしやすい共生社会に向けたまちづくりを進めていきます。</p>
20	<p>障がい者は最賃を守らなくてよいものそこにつながると思います。賃金向上への協力を願います。</p>	<p>厚生労働省では、最低賃金の適用される労働者の範囲を定めていますが、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方」ほか4つの条件に当てはまる場合は、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。 工賃向上のため、障がい者就労施設等からの優先調達の周知・推進や「多摩市障害福祉ネットワークたまげんき」の支援を引き続き行っています。</p>